

# 登園許可書

保育園 園長殿

園児名

上記の者は、下記○印感染症が軽快し、かつ感染症の予防上、支障がないと認め、  
年 月 日より、登園を許可します。

(但し、下記の基準に達した場合でも、児童の健康状態を総合的に観察し、医師の判断により、登園を延期することができる。)

年 月 日

医療機関

医師名

印

(病名) (該当疾患に○をしてください)

感染症名	登園のめやす
麻疹 (はしか)	解熱後 3 日を経過してから
風疹	発しんが消失してから
水痘 (水ぼうそう)	すべての発しんが痂痂形成まで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身症状が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜炎 (プール熱)	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性 物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状が完全に治まり、かつ、抗菌薬による治療が 終了し、連続に 2 回の検便によって、いずれも 菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	医師による感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師による感染の恐れがないと認めるまで

※上表感染症名にないものは空欄に記入